

大分県社会福祉協議会マスコットキャラクター「だいふくん」着ぐるみ貸出要綱

- 1 目的
大分県社会福祉協議会マスコットキャラクター「だいふくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。
- 2 貸出機関
着ぐるみの貸出しは、大分県社会福祉協議会企画情報課が行う。
- 3 貸出物品
貸し出すことのできる物品は、別表に掲げる物品とする。
- 4 貸出方法等
 - (1) 着ぐるみ等の借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、借受申請書（様式1）を貸出機関あて提出するものとする。
 - (2) 貸出機関は、前項による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、借受希望者に対して着ぐるみ等を貸し出すものとする。なお、同一時期に複数の申込があった場合は先着順とする。
 - ア 大分県社会福祉協議会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - イ 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
 - ウ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - エ 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき
 - カ 着ぐるみを営利目的で使用するおそれのあるとき。
 - キ その他、貸出機関が着ぐるみの使用に不相当であると認めるとき。
 - (3) 貸出しを受ける者（以下「借受者」という。）は、貸出機関から着ぐるみを直接受け取ることを原則とする。なお、使用後は責任を持って速やかに返却するものとする。
 - (4) 貸出に伴う搬出及び搬入は借受者が行うものとする。
 - (5) 着ぐるみの貸出しは、1行事につき1体とする。
- 5 貸出期間
貸出期間は、原則として1週間以内とする。
- 6 貸出料
貸出料は、無料とする。
- 7 損害賠償
借受者の不注意により着ぐるみを破損・汚損した場合は、借受者は修繕費用等を負担するものとする。
- 8 貸出機関の責任
着ぐるみの使用により借受者が受けた被害、又は借受者が第三者に与えた損害に対しては、貸出機関は一切その責めを負わない。
- 9 その他
 - (1) 借受者は、第三者に転貸してはならない。
 - (2) 借受者は、着ぐるみ着用及び使用後の手入れ等については別紙の注意事項により取り扱わなければならない。
 - (3) その他事項については貸出機関と協議すること。
- 10 施行期日
この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

別 表

1 大分県社会福祉協議会企画情報課で貸し出す物品

| 物 品 名 | 規 格 等 | 貸出可能数量 |
|-----------|--------|--------|
| だいふくん着ぐるみ | 頭、胴体、足 | 1 体 |